

【法令名称】「中国(上海)自由貿易試験区建設支持に関する国家工商行政管理総局の若干意見」公布に関する国家工商行政管理総局の通知

【発布機関】国家工商行政管理総局

【発布番号】工商外企字[2013]147号

【発布日】2013.09.26

【実施日】2013.09.26

【時限性】現行有効

【効力等級】部門規範性文書

【全文】

「中国(上海)自由貿易試験区建設支持に関する国家工商行政管理総局の若干意見」公布に関する国家工商行政管理総局の通知

(工商外企字[2013]147号)

上海市工商行政管理局 宛

「中国(上海)自由貿易試験区建設支持に関する国家工商行政管理総局の若干意見」は2013年9月16日に国家工商行政管理総局局務会議の審議で可決した。ここに貴局に公布するので、真剣に執行を徹底するようお願いしたい。

国家工商行政管理総局

2013年9月26日

中国(上海)自由貿易試験区建設支持に関する国家工商行政管理総局の若干意見

中国(上海)自由貿易試験区(以下「試験区」という)の建設は、党の第十八回全国代表大会の精神を全うし、より積極的に、自主的に開放戦略を実行していくための重要な措置である。試験区は、中国が新时期に国際競争に一層参与し、開放型経済水準を全面的に向上させ、経済発展方式の転換を加速化させる上で重要な使命を担っており、国家戦略にとって必要なものである。工商行政管理の職能的役割を十分に発揮させることは、試験区の建設推進、開放による発展、改革、革新の促進、まねることのできる、そして普及させることができる経験を作り出すことにとって重要な意義がある。「中国(上海)自由貿易試験区全体方案公布に関する国务院の通知」の精神及び試験区の実際の必要に応じて、「改革革新、先行試行」の原則に則り、以下の意見を提出する。

一、工商登記制度改革を試行し、試験区の商業経営環境の最適化を行う

(一)登録資本引受登記制を試行する。法律、行政法規で会社の登録資本の払込みについて別途規定がある場合を除き、その他の会社は登録資本引受登記制を試行する。

引受登記制を試行した後、工商部門は会社の全株主、発起人が引き受けた登録資本又は株式資本(即ち、会社の登録資本)を登記し、会社の払込資本は登記しない。会社株主(発起人)は自己の出資引受額、出資方式、出資期限等について自主的に取り決めた上で会社定款に記載する。有限責任会社の株主は自己の引き受けた出資額を限度に会社に対し責任を負う。株式会社の株主は自己の引き受けた株式を限度に会社に対し責任を負う。会社は、株主の引き受けた出資額又は発起人の引き受けた株式、出資方式、出資期限、払込状況について、市場主体信用情報公開システムを通じて社会に対し公表しなければならない。会社株主(発起人)は出資金払込み状況の真実性、適法性について責任を負う。

登録資本登記条件を緩和し、法律、行政法規、国务院の決定で特定業界の登録資本最低限度額について別途規定がある場合を除き、有限責任会社の最低登録資本3万元、一人有限責任会社の最低登録資本10万元、株式会社の最低登録資本500万元の規定を取り消す。会社設立時の全株主(発起人)の初回出資額及び比率、会社全株主(発起人)の現金出資額の登録資本に占める割合を制限しなくなる。会社株主(発起人)の出資全額払い込み期限を規定しなくなる。

(二)「営業許可証取得後の許可取得」登記制度を試行する。法律、行政法規、国务院の決定で定める企業登記事前許可事項を除き、試験区内では「営業許可証取得後の許可取得」登記制度を試行する。試験区内企業は工商部門へ登記申請し、営業許可証を取得した後、直ちに一般生産経営活動に従事することができる。経営項目が企業登記事前許可事項にかかわる場合、許可証又は許可文書を取得した後、工商部門から営業許可証を受領する。その他の許可が必要な経営項目への従事を申請する場合、営業許可証及び許可証又は許可文書を取得した上で、経営活動に従事しなければならない。

(三)「年度報告公示制」を試行する。試験区内では、企業年度検査制度から企業年度報告公示制度への変更を試行する。企業は年度毎の所定期限内に、市場主体信用情報公開システムを通じて工商部門へ年度報告を送付した上で、社会に対し公表しなければならず、如何なる事業者及び個人も照会を行うことができる。企業は年度報告の真実性、適法性について責任を負う。工商部門は経営異常名簿制度を構築し、市場主体信用情報公開システムを通じて所定期限に年度報告を公表しなかった企業を記載する。

(四)外商投資広告企業プロジェクト届出制を試行する。試験区内で外商投資広告企業の設立を申請する場合、試験区内の外商投資企業が広告経營業務の追加申請をする場合、及び試験区内の外商投資広告企業が分支機構の設立を申請する場合、「外商投資広告企業管理規定」第九条、第十条、第十一条の制限を受けず、同時に試験区内の外商投資広告企業のプロジェクト審査許可及び分支機構設立の審査許可を取消し、届出制に変更する。試験区内に外商投資広告企業を設立後に合併当事者の変更又は持分譲渡、広告経営範囲の変更、登録資本の変更が必要となった場合には、別途許可申請をする必要はなく、届出制に変更し、直接企業登記変更手続きを行うことができる。

二、企業設立の手順を最適化し、試験区の登記効率・機能を向上させる

(五)試験区の工商部門に外資登記管理権を付与する。試験区の工商部門は管轄区内において、上海市人民政府及びその授權部門が設立を許可し及び届出を行う外商投資企業の登記登録及び監督管理を行う。

(六)試験区内では企業設立「ワンストップ受理」を実施する。試験区の工商部門が上海市人民政府の要求に基づき、企業設立において電子データの交換又は現場手続きの方式を通じて資料を申告することができるようにし、工商部門が申請者から各職能部門に提出される申請資料を統一的に受け取り、許可決定、届出文書及び関連証書を統一的に送達することを支持する。

(七)新營業許可証の様式を試行する。「農民專業合作社法人營業許可証」、「個人事業主營業許可証」を除き、その他の各種企業の營業許可証は一つの様式で統一する。

三、市場主体監督管理方式の転換、試験区の市場秩序の擁護

(八)信用情報公開を強化し、信用制約メカニズムを整備する。工商部門の經濟戸籍データベースを基礎とする市場主体信用情報公開システムを構築し、社会信用体系の構築を推進する。工商部門は、システムを通じて市場主体の登記、届出、監督管理情報を公開する。企業は規定に基づきシステムを通じて年度報告、資質・資格取得の許可情報を公開し、工商部門は年

度報告の公開内容に対して抜き取り検査を実行することができる。経営異常名簿に記載された企業、違法記録のある市場主体及びその関連責任者に対し、工商部門は的確な信用監督管理措置を講じる。

(九)市場主体監督管理方式の革新を行い、行政法執行水準を向上させる。工商部門の市場監督管理及び行政法執行の職能的役割を強化し、国際的に高水準な投資及び貿易規則体系に適応した市場主体監督管理方式の構築を模索する。部門間の協調・協力を強化し、監督管理部門における分業の明確化、スムーズな意思疎通、共同取締り・共同管理の業務枠組み体制作りを行い、監督管理上の協力を増強し、監督管理の効率・機能を向上させ、統一的で開放的な、公平で誠実な、秩序ある競争を行える市場環境作りを共同で実施する。

国家工商行政管理総局による試験区建設の支持に関する意見は、総局の職能司・局が上海市工商行政管理局と共同で貫徹する。上海市工商行政管理局は、中国共産党上海市委員会、市政府指導の下、科学的発展観を貫徹し、重要事項を中心に、全体に奉仕し、法定の職責をしっかりと果たし、改革・革新を強化し、サービス領域を拡張し、サービス水準を向上させながら、試験区建設推進のために積極的に貢献する。